

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）  
年次有給休暇管理簿

労働者名		〇〇〇〇		
基準日（付与日）	令和元年10月30日	令和2年10月 1日	令和3年 4月 1日	基準日を繰り上げる場合は、前の基準日から1年以内に次の基準日がやって来るため、管理が煩雑になります。 このような場合は、前の基準日から次の基準日の1年後までの期間に、その期間の長さに比例した日数を取得させます。  (例) 基準日を6か月繰り上げる場合は、前の基準日から次の基準日の1年後までの期間（18か月間）に、7.5日分を取得させます。  $5日 \times 18か月 \div 12か月 = 7.5日$
有効期限（2年）	令和3年 9月30日	令和4年 9月30日	令和5年 3月31日	
付与日数	10 日	11 日	12 日	
時季 (取得日)	1日目	令和元年10月30日	令和2年12月30日	年 月 日
	2日目	令和元年11月30日	令和3年 1月30日	年 月 日
	3日目	令和元年12月30日	令和3年 9月30日	年 月 日
	4日目	令和2年 1月30日	年 月 日	年 月 日
	5日目	令和2年 2月30日	年 月 日	年 月 日
	6日目	令和2年 5月30日	年 月 日	年 月 日
	7日目	令和2年 7月30日	年 月 日	年 月 日
	8日目	令和2年 8月30日	年 月 日	年 月 日
	9日目	令和2年10月30日	年 月 日	年 月 日
	10日目	令和2年11月30日	年 月 日	年 月 日
	11日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	12日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	13日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	14日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	15日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	16日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	17日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	18日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	19日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	20日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1年目の消化日数	8 日	3 日	日	
2年目の消化日数	2 日	日	日	
基準日から1年以内の取得日数（合計）	8 日	5 日	日	← 前の基準日からこの基準日の1年後までの期間（18か月間）の取得日数（7.5日分必要）
備考			基準日を6か月繰り上げ	

労働基準法第39条第7項の規定により、基準日までに10日以上付与する場合は、基準日から1年以内に5日以上を取得させなければならない。  
この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）  
 年次有給休暇管理簿

労働者名						
基準日（付与日）		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
有効期限（2年）		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
付与日数		日	日	日	日	日
時季 (取得日)	1日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	2日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	3日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	4日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	5日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	6日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	7日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	8日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	9日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	10日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	11日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	12日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	13日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	14日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	15日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	16日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	17日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	18日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	19日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	20日目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1年目の消化日数		日	日	日	日	日
2年目の消化日数		日	日	日	日	日
基準日から1年以内の取得日数（合計）		日	日	日	日	日
備考						

労働基準法第39条第7項の規定により、基準日までに10日以上付与する場合は、基準日から1年以内に5日以上を取得させなければならない。  
 この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。